

情報公開・自己情報開示請求件数の公表

石垣市情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、公開・開示請求件数を公表いたします。

石垣市では、情報公開制度を平成14年度から行っており、市の保有する情報の公開を積極的に進めています。

情報公開制度とは、市民に「知る権利」を保障し、行政機関に対しては、行政情報の「原則公開」を義務付け、その保有している行政情報を広く市民に公開し、市政に対する理解と市民参加による開かれた市政を一層推進する制度です。

併せて、個人情報保護制度については、市民の大切な個人情報を法律や条例に従い、適正に取り扱っております。また、自己情報のコントロール権に対応し、自己情報の開示等請求権も認めています。

石垣市では、今後も引き続き制度の周知を図り、開かれた市政運営に努めてまいります。

【問い合わせ】

総務部総務課 ☎0980-82-1216

○公文書公開請求処理状況内訳

年度	請求件数							審査請求
	公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	未決定		
H26	31	15	14	3	8	0	0	0
H27	55	26	23	5	12	2	0	3
H28	52	25	13	0	25	1	0	4

○平成28年度公文書公開実施機関別処理状況

実施機関	請求件数	公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ
市長部局	39	18	9	0	21	0
総務部	12	6	3	0	3	0
企画部	13	7	3	0	9	0
市民保健部	2	1	0	0	1	0
福祉部	2	0	1	0	1	0
農林水産部	5	2	0	0	4	0
建設部	5	2	2	0	3	0
その他	0	0	0	0	0	0
消防本部	3	0	2	0	1	0
教育委員会	4	4	0	0	1	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
農業委員会	2	0	1	0	0	1
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
議会	2	1	1	0	0	0
水道事業管理者	2	2	0	0	2	0
合計	52	25	13	0	25	1

※1件で複数の公開決定（公開・一部不存在等）がある場合があるため、合計数に違いがあります。

年度	自己情報開示請求件数					審査請求
	開示	部分開示	不開示	請求許否	取下げ	
H26	22	21	2	0	2	0
H27	6	3	3	0	0	0
H28	4	3	1	0	0	0

臨時福祉給付金（経済対策分）1万5千円についてのお知らせ

消費税率の引上げに際し、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、H28年度の住民税が非課税の方を対象に給付していますが、まだ申請手続きがお済でない方がいます。

申請期間を過ぎますと給付出来ませんので、お早目の申請をお願い致します。

【申請期間】平成29年4月10日（月）から平成29年8月10日（木）まで

【支給額】1人につき1万5千円（1回限り）

【支給対象者】・平成28年1月1日において、石垣市の住民基本台帳に記録されている方
 ・平成28年度分の住民税が課税されていない方（非課税）
 （課税者の被扶養者や生活保護制度の被保護者となっている場合は対象外となります。）
 ※対象と見込まれる方には4月上旬頃に申請書（ピンク色封筒）を郵送し
 6月19日時点で申請の無い方には再度、郵送しています。

【申請方法】①窓口申請方式 ②郵送申請方式（平成29年8月10日消印有効）

【必要書類等】①申請書 ②印鑑 ③身分確認書類コピー（運転免許証、保険証など）
 ④通帳かキャッシュカードのコピー（金融機関名、口座番号、口座名義の記載箇所）

【問い合わせ】場所：石垣市 臨時福祉給付金対策室（市役所第2駐車場プレハブ）

電話：0980-87-5632